

＝懲戒請求＝（総合政策部公民協働課の大倉課長と澤井課長補佐、その上司の
総合政策部の大矢次長と河合部長に対し）

2017年3月8日(水)

門真市 総務部人事課 中野康宏課長 殿

申立人：門真市市議会議員 戸田ひさよし

連絡先：門真市新橋町 12-18-207

電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

メール：toda-jimu1@hige-toda.com

【1：懲戒請求対象者】

- | | | | |
|-----|-------------|------|------|
| (1) | 総合政策部・公民協働課 | 課長 | 大倉善充 |
| (2) | 総合政策部・公民協働課 | 課長補佐 | 澤井良平 |
| (3) | 総合政策部 | 次長 | 大矢宏幸 |
| (4) | 総合政策部 | 部長 | 河合敏和 |

【2：懲戒請求事由】

<1：門真市職員のサービスの宣誓への違反>

・・・私は・・・公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として
誠実かつ公正に職務を執行する事を固く誓います。

<2：門真市職員服務規程第2条への違反>

・・・職員は市民全体の奉仕者として職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行する
ように努めなければならない。

<3：門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反>

- (1) 職員は、この条例の基本理念を実現し、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため、自己研鑽（さん）に努めます。
- (2) 職員は、業務に関して要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録することに努めます

<4：地方公務員法第32条（法令・条例等及び上司の命令に従う義務）への違反>

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、・・・

<5：地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反>

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

<6：その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠）>

【3：懲戒請求事由の具体】

【1：自治基本条例に反して住民の意見要望を記録しなかった】

1：地域会議や地域協働センター問題を直接所管する「総合政策部・公民協働課の大倉善充課長」および「澤井良平課長補佐」は、少なくとも2015年度から2016年12月までの間（正規の説明会の議事録を作成する以外は）、地域住民から意見や要望を聞いても何ら記録を作成しなかった。

2：このことは、2016年12月議会の12/8文教委前日の12/7に私が大倉課長と面談した際に確認し、また12/8文教委の質疑においても「事実として確認された事」である。

※「12/8 文教委議事録の該当部分」は、現段階で議事録作成がされていないので、近日中に提出する「第2次提出資料」とする。

3：大倉課長・澤井課長補佐のこの行為は、＜3：門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反＞であり、また、＜1：門真市職員のサービスの宣誓への違反＞、＜2：門真市職員服務規程第2条への違反＞、＜4：地方公務員法第32条（法令・条例等及び上司の命令に従う義務）への違反＞、＜5：地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反＞、＜6：その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠）＞に該当する。

4：両名の上司である「総合政策部の大矢宏幸次長」および「総合政策部の河合敏和部長」は、大倉課長・澤井課長補佐への監督責任を果たさず容認放置した事が明らかであり、やはり＜3：門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反＞であり、また、＜1：門真市職員のサービスの宣誓への違反＞、＜2：門真市職員服務規程第2条への違反＞、＜4：地方公務員法第32条（法令・条例等及び上司の命令に従う義務）への違反＞、＜5：地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反＞、＜6：その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠）＞に該当する。

【2：10/28 庁議において、「住民意見の捏造」をした起案説明を行ない、庁議の結論を誘導した】

1：「公民協働課の澤井良平課長補佐」は、2016年10月28日の「庁議」における「地域協働センターのあり方についての説明」において、「全く存在しない住民意見があたかも存在しているかのように捏造した」、虚偽説明を行なって、宮本新市長が「議会に秘密裏に、協議合意してきた地域会議にも秘密裏に、地域協働センター建設計画の実質破棄の政策転換を不当に庁議決定する」事の正当化を行なった。

2：それは「102/庁議議事録」の中の、「地域の方々からも、門真市の財政状況に余裕のない中、新規にセンターを整備することの必要性を疑問視するお声や、はすはな中学校区を始めとした、現在地域会議が未設立の校区住人から、中学校区で地域会議の設立を進めるのではなく、小学校区等の身近な範囲での地域活性化を希望する声をいただいております、・・・」、という部分である。{甲第2号証：3下段～4ページ上段}

3：澤井課長補佐が紹介した「住民の意見」なるものが、実際には存在せず、「架空の捏造」であった事は、11月末にこの「10/28 庁議議事録」を知った私が、澤井課長補佐や大倉課長らを問い質して、「そういう住民意見が存在したと言うのなら、その聞き取り記録やメモを出してみろ！」、といくら迫っても、「メモ書きのひとつすら存在しないので出す事が出来ない」有様であった事から明白である。

4：このことは、2016年12月議会の12/8 文教委前日の12/7に私が大倉課長と面談した際に確認し、また12/8 文教委の質疑においても「事実として確認された事」である。

※「12/8 文教委議事録の該当部分」は、現段階で議事録作成がされていないので、近日中に提出する「第2次提出資料」とする。

それは何よりも、{甲第1号証：10ページ}の、「12/7 夕方5時の戸田からの情報提供要求書」と「12/8 朝の大倉課長から戸田への回答書」において証拠付けられている。

★大倉課長は12/8 回答文において、「7月～10月末までの間で、地域の方々との情報交換の中で、地域会議のあり方や協働センターについての意見はいただいているが、会議録として残すような会話でないため、(記録)資料を作成しておらず、提供できる資料はない」、と明言しているのである。

5：もしかすると「宮本市長が、市長選挙の前後を通じて自分が地域を回った時に住民から聞いた意見を澤井課長補佐や大倉課長らに伝えた」事が、この「虚偽説明」の原因になったのかもしれないが、「宮本市長が聞いた住民意見」なるもの自体が、私が12月議会の一般質問において、「いつ、どの地域の、どのような住民から、どのような内容として聞いたのか」を問い質しても全く具体的回答が出来ないような怪しげなものに過ぎないし、何よりも市の公式回答たる「12/8回答書」で、「地域会議のあり方や協働センターについて・・・会議録として残すような会話は何も無かった」と明言している事は重い。

6：澤井課長補佐のこの行為は、「客観的な存在証明が出来ないものを実在するかのように説明する虚言」であり、
＜1：門真市職員のサービスの宣誓への違反＞、
＜2：門真市職員服務規程第2条への違反＞、
＜3：門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反＞、
＜5：地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反＞
＜6：その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠）＞

に該当する。

7：澤井課長補佐の上司である大倉課長や「総合政策部の大矢宏幸次長」および「総合政策部の河合敏和部長」は、澤井課長補佐への監督責任を果たさず容認放置した事が明らかであり、やはり

＜1：門真市職員のサービスの宣誓への違反＞、
＜2：門真市職員服務規程第2条への違反＞、
＜3：門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反＞、
＜5：地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反＞
＜6：その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠）＞

に該当する。

【3：議員に対する説明において、「住民意見の捏造」や「虚偽の説明」をした】

1：「総合政策部の河合敏和部長」および「総合政策部の大矢宏幸次長」、「総合政策部・公民協働課の大倉善充課長」および「澤井良平課長補佐」は、2016年12月議会の「地域協働センターに関わる補正予算案について、議会開催前の「各議員への説明」や「議運での説明」において、「実際には存在せず、従ってその記録が全く存在しない『住民意見』が存在したかのように捏造した説明」をしたり、「11月の5中校区地域会議・3中校区地域会議への市長説明会で、地域会議住民が猛反発したのに了承理解が得られたかのような虚偽の説明」を行なった。

2：説明会での地域会議住民の反応が宮本市長方針説明への猛反発であった事は、{甲第3号証：5中校区地域会議説明会議事録} および {甲第4号証：3中校区地域会議説明会議事録}、{甲第5号証：12/1提出の3中校区地域会議の意見書} で、明白な事である。

3：河合部長・大矢次長・大倉課長・澤井課長補佐による、こうした「議員に対する虚偽説明」は、

＜1：門真市職員のサービスの宣誓への違反＞、
＜2：門真市職員服務規程第2条への違反＞、
＜3：門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反＞、
＜5：地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反＞
＜6：その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠）＞

に該当する。

【 4 : 重要な補足事項】

1 : これまで誠実に諸規則を遵守して業務遂行してきた事で定評のある、河合部長・大矢次長・大倉課長・澤井課長補佐らが、このような非行を重ねるようになったのは、8月から始まった宮本市政の悪影響によるものだとしか考えられない。

コンプライアンス感覚が皆無と言っていい宮本市長の「ご意向」に安易に追随する保身主義がこのような「幹部職員の非行の頻発」を生みだしているのである。

実際、昨年は秘書広報課の青木課長と総合政策部の大矢次長に対して私から「文書管理規定の違反等」で懲戒請求が提起され、つい最近に「注意処分」との結論が出されており、大矢次長は今回2度目の懲戒請求を受けるはめになっている。

2 : しかしたとえそうであっても、「門真市職員として守らなければならない一線」を踏み外す事は許されないのであって、「行政の心優しき鬼コーチ」の役割を果たし続けてきた議員たる私としては、「誰であっても法や条例規則の違反は許さない」という「綱紀粛正の厳しい立場」で真相を究明して、「断固たる処分」を導き出す事を強く求めるものである。

以上

=====
証拠資料として以下を提出する。

- {甲第1号証}・・・戸田作成の「2017年1/20発行資料集」
- {甲第2号証}・・・戸田作成の「2016年12/3発行資料集」
- {甲第3号証}・・・5中校区地域会議説明会議事録（2016年11/15）
- {甲第4号証}・・・3中校区地域会議説明会議事録（2016年11/18）
- {甲第5号証}・・・「12/1提出の3中校区地域会議の意見書」